

難民等と認定した事例等について

1 「難民」の定義

出入国管理及び難民認定法では、「難民」の定義について、「難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第1条の規定又は難民の地位に関する議定書（以下「議定書」という。）第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。」と規定しています（入管法第2条第3号）。

これら難民条約及び議定書上の難民（以下「条約難民」という。）の定義は、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するために国籍国の保護を受けることを望まないもの、及び、常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの」となっています（※）。

2 「補完的保護対象者」の定義

出入国管理及び難民認定法では、「補完的保護対象者」の定義について、「難民以外の者であって、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第1条A（2）に規定する理由であること以外の要件を満たすものをいう。」と規定しています（入管法第2条第3号の2）。

3 難民該当性又は補完的保護対象者該当性の判断

入管法第61条の2第1項に規定する難民の認定又は同条第2項に規定する補完的保護対象者の認定を申請した申請者が申し立てる「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」に係る本人の供述や提出資料等について、合理性はあるか、不自然さはないか、出身国に係る諸情報と整合するか否か等の観点から、申請者の申立ての信ぴょう性を判断した上で、その内容が条約難民の定義に該当するか否かの難民該当性又は補完的保護対象者の定義に該当するか否かの補完的保護対象者該当性を評価しています。なお、入管法第61条の2第1項に規定する難民の認定を申請した場合には、補完的保護対象者の該当性についても判断しています。

4 人道配慮による在留許可

条約難民又は補完的保護対象者に該当するとは認められないものの、人道上の観点から我が国での在留を配慮する必要がある者については、個々の事案ごとに諸般の事情を勘案した上で、在留特別許可や在留資格変更許可を行うなどの法制度の運用を行っています。

我が国では、「条約難民としての認定」、「補完的保護対象者としての認定」のほか、こうした「人道配慮による在留許可」により、保護を行っているところです。

※ 閣議了解等に基づいて受け入れている「定住難民」（昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、平成22年以降は第三国定住難民）は、「条約難民」とは異なります。

①難民と認定した事例及びその判断のポイント

1 「人種」及び「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例1】

（概要）

申請者は、A族であること、本国において、市役所の役人が本国の自宅に来訪し、申請者の両親及び姉から旅券を回収したこと、姉が、申請者と連絡を取ったことを理由に市役所の役人から携帯電話を調べられ、返却してもらえなかったこと、両親及び姉のもとに、毎週のように市役所の役人から、電話で話を聞かれたり、出頭を求められたりしていることなどを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府はA族に対する抑圧を強化し、B地区に係る条例が施行されて以降、ほとんどのA族が旅券を回収されるなど、A族に対する管理・監視の強化が進んだといわれている。また、本国政府から過激主義の影響を受けているとみなされた者らはB地区内の再教育施設に収容され、思想教育を受けるとされており、当該再教育施設では拷問などの非人道的扱いが行われ、収容中の死者も多数出ているとの報告も認められる。

申請者は留学生として本邦に入国歴があるところ、本国において、市役所の役人が本国の自宅に来訪し、両親や姉から旅券を回収したり、姉について、申請者と連絡を取ったことを理由に携帯電話を調べられ、そのまま返却してもらえなかったりしたなどという事情が生じているため、申請者及び家族が本国政府から過激主義の影響を受けたA族であるとみなされている可能性は否定し難いことからすれば、申請者が帰国した場合、本国政府から条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「人種」及び「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

2 「宗教」及び「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例2】

（概要）

申請者は、本国において、A教B主義を信仰し、B主義について教える宗教学校で働いていたことを理由に、A教過激派組織Cに身柄を拘束され、収容された刑務所で尋問や拷問を受けたこと、その後、刑務所から脱走し、A教過激派組織Cから指名手配されたことを申し立て、帰国した場合、A教過激派組織Cから拘束され、拷問を受け殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においてA教B主義信仰者とA教過激派組織Cの間で武力衝突を防ぐことなどを目的に共存に関する合意がなされたものの、同合意後も両者間の衝突による被害が多く報告されており、民間人にも死傷者が発生している。また、A教過激派組織CとB主義信仰者の対立は、宗教上の対立のみではなく、政治的な立場の対立でもあることが認められる。

申請者は、B主義を信仰していること、本国において、B主義を教える宗教学校に勤務していたこと、同宗教学校がA教過激派組織Cの襲撃を受けた上、自宅に来訪したA教過激派組織Cの民兵に連行され、刑務所に収容されたこと、同刑務所から脱走し、A教過激派組織Cから指名手配されていることなどからすれば、申請者がB主義を信仰していることをA教過激派組織Cの関係者が把握している蓋然性は高い。

また、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、本国政府とA教過激派組織Cとの衝突が長期にわたって継続しており、民間人にも多数の死傷者が発生するなど、国内の治安及び人道状況の悪化が深刻化しているところ、一定程度和平に向けた動きも見られるものの、本国情勢は非常に不安定かつ流動的であること、さらに、本国全域で本国政府及びA教過激派組織Cのみならず、テロ組織など様々な勢力による強制失踪や殺人等の違法行為が横行していることが認められることからすれば、A教過激派組織Cから標的とされた者について、現在も引き続き、本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって、申請者は「宗教」及び「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例3】

(概要)

申請者は、本国では少数派であるA教徒であるところ、本国において、宗

教組織BによりA教の宗教施設が破壊されたことをきっかけに、申請者、宗教施設の責任者であった申請者の父及び主な管理者であった申請者のおじが宗教組織Bと小競り合いになり、父及びおじが警察及び軍から逮捕され、刑務所に収容されたことを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国でのクーデター以降、宗教的少数派に対する不当な扱いが激化し、軍事政権側は、全国で200軒以上の宗教施設を破壊したといった情報もみられる。

申請者らと宗教組織Bとの一連の事件において、申請者の申立てによれば、警察は、宗教組織B側に立った上で、申請者らが不平を申し立てても拒否するといった対応を行っており、さらに、本国においてA教への制限が強化された後、父やおじを刑務所に収容し、父についてはいまだ収容中である中で、当該収容は、本国政府による宗教施設の責任者への見せしめの措置であると考え得るところ、申請者は、宗教施設の責任者ではないものの、一連の事件の少なくとも当事者であることから、帰国した場合、本国政府から、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「宗教」及び「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

3 「特定の社会的集団の構成員であること」を理由として難民と認定された事例

【事例4】

(概要)

申請者は、本国において、同性愛者であることを理由に家族から監禁され暴行を受けるなどしたこと、警察に家族から受けた被害を申告して保護を求めたところ、警察から暴言を吐かれて刑務所への収容を示唆されたことなどを申し立て、帰国した場合、家族から暴行や脅迫を受けたり、警察に逮捕されたりするおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、LGBTの人々を処罰する規定が存在し、実際に、当該規定に基づく身柄拘束や訴迫が行われているため、LGBTの人々が、自身の直面する暴力被害等を警察等の国家機関に申告して保護を求めることが困難な状況にあると認められる。

申請者の申立てによれば、申請者が警察に保護を求めた経緯からすれば、単なる家族間のトラブルとして黙認すべき事案とは思われないにもかかわらず、警察は、申請者が同性愛者であることを主な理由として保護しなかったと推認され、このような警察の対応は、本国政府が、非国家主体による同性愛者に対する迫害を放置しているという実態を反映したものと認められる。

したがって、申請者は「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

4 「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例5】

(概要)

申請者は、本国において、前政権下の官公庁の職員として働いていたこと、国際ボランティア団体で勤務したこと、父がA教過激派組織Bに拘束され、申請者の所在について尋問を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、A教過激派組織Bに拘束され殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、A教過激派組織Bは、前政権のために働いていた者やA教過激派組織Bに抵抗や反対をしたとみなした者等を標的にしてきたことが認められるところ、申請者の経歴を踏まえれば、申請者がA教過激派組織Bから標的とされる可能性は否定できず、帰国した場合、A教過激派組織Bから迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例6】

(概要)

申請者は、本国、A国及び本邦において、政治団体Bの創設メンバーとして活動を行ったこと、A国において、政治団体BのSNSアカウントがハッキングされ、本国軍に自身の個人情報漏えいした可能性があることなどを申し立て、帰国した場合、本国軍から尋問を受けて殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、クーデター以降、本国においては、各地で活発化した抗議デモの参加者に対する軍や警察等の発砲によって一般市民の死傷者が生じるなど、本国情勢は引き続き不透明な状況にある上、軍は、民主主義を支持する若しくは軍事政権に反対する集団と関係している又はそのように認識されている人々に対して脅迫、嫌がらせ、暴力及び直接的な攻撃を行っていることが認められる。

申請者の申立てによれば、政治団体Bの活動内容に照らして申請者が重要な役割を果たしていることから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例7】

(概要)

申請者は、A国において、研究者として、B教過激派組織Cが犯した罪やB教過激派組織Cと協力関係にある国についての情報などを、インターネット上に公表したこと、本国において、B教過激派組織Cが申請者を捜すために申請者の実家に来訪したこと、B教過激派組織Cに反対する意見を投稿した研究者やジャーナリストがB教過激派組織Cによって逮捕され、死刑に処せられていることなどを申し立て、帰国した場合、B教過激派組織Cに殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、当局に対して公然と反対意見を述べた個人は、恣意的な拘留の危険にさらされており、これはB教過激派組織C支配地域内で特に当てはまること、ジャーナリストは、海外で活動している者であっても脅迫を受け、恣意的な拘留、強制失踪、あるいは殺害の危険にさらされていること、当局を批判する人々の親族も脅迫や自由の侵害の被害者となっていることなどが認められる。

申請者はA国において、研究者としてB教過激派組織Cの違法行為を公表するなどしたこと、B教過激派組織Cと思われる武装グループが申請者を逮捕するため、本国の申請者の実家に来訪し、申請者の家族が暴行を受けたことなどからすれば、申請者が帰国した場合、B教過激派組織Cから危害を加えられる可能性が高い。

また、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、本国政府とB教過激派組織Cとの衝突が長期にわたって継続しており、民間人にも多数の

死傷者が発生するなど、国内の治安及び人道状況の悪化が深刻化しているところ、一定程度和平に向けた動きも見られるものの、本国情勢は非常に不安定かつ流動的であること、さらに、本国全域で本国政府及びB教過激派組織Cのみならず、テロ組織など様々な勢力による強制失踪や殺人等の違法行為が横行していることが認められることからすれば、B教過激派組織Cから標的とされた者について、現在も引き続き、本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例8】

（概要）

申請者は、本国、A国及び本邦において、政府批判を行ってきたため、本国政府に把握されていることを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、大統領を批判した者は懲役刑に処せられる旨刑法に規定されていること、市民の政治活動や意見表明を抑制しうる法律が制定されていることが認められる。

申請者は、A国留学中に、前大統領を批判する投書が実名とともに本国の新聞に掲載されたことなどから、本国政府に批判的な意見を一貫して表明していることが認められ、現政権の大統領が前政権を継承していると認められることも踏まえると、申請者が本国政府や大統領を批判する者であると把握されている可能性は否定できず、申請者が帰国した場合、本国政府から条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例9】

（概要）

申請者は、本国において、区役所の役人から土地を購入し自宅を建てるなどしたところ、同土地が本国政府の保護地区であることを理由に軍が同土地に建つ家などを取り壊し始めたことから、周囲の住民を率いて本国政府に対して家を返すように訴えるデモを行ったこと、警察署に連行されて拘束されたことを申し立て、帰国した場合、逮捕され、住民を扇動してデモを行った

罪及び本国政府の保護地区を侵害した罪で処罰されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、内戦等が長年にわたり継続していた状況が認められるところ、内戦の間、本国の土地登記制度が実質的に機能していなかったことから、特に首都において非公式の居住者数が増加し、その後の開発計画の進行に伴い、当局による強制立ち退き事例が引き続き発生している状況が認められる。

申請者は、内戦終結の時期に土地を購入し、その後、同土地の占有が合法的ではない旨知ったというものの、出身国に係る諸情報を踏まえると、当時の状況からみて申請者が正式に所有権を取得することは困難であったものと認められ、また、本件の強制立ち退きは、当局が武力をもって鎮圧した最も大規模な事例の一つとされる上、当局がこれに係る抗議活動に対して暴力や逮捕といった手段をもって応じている状況や、住民が殺害された事例の発生も認められる。さらに、現政権では、反政府意見をもつ者を標的とした取締りがより一層厳格化していること、申請者は、住民を率いて抗議活動を積極的に実施した結果、警察に拘束されたことなどを踏まえると、申請者が帰国した場合、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例10】

(概要)

申請者は、本国において、A国の官公庁が主催したインターンシップに参加したことを申し立て、帰国した場合、A国に関係する行事に参加した者を取り締まっているB教過激派組織Cやその支持者から、刑務所に収容されたり拷問されたりするおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、B教過激派組織Cは、前政権のために働いていた者や国際組織と関係があった者、B教過激派組織Cに抵抗や反対をしたとみなした者等を標的にしてきたことなどが認められる。また、B教過激派組織Cは、「西欧化した」とみなした者を含む文化及び宗教上の道徳観に背くとみなした者を標的にしてきたことが認められ、さらに、本国を出

国した者について、B教の価値観が欠けている、十分に良いB教徒ではないとみなしている。

申請者は、A国の官公庁が主催したインターンシップに参加したこと、B教過激派組織Cの者らが自宅に来訪し、家の中を搜索されたこと、国際協力機関の長期研修員として本邦の大学院に留学したことからすれば、自身の経歴を理由に、B教過激派組織Cから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例11】

（概要）

申請者は、本国において、A地域の独立を目指す政治団体Bの連絡員として活動をしていたこと、A地域のC州において、デモ行進中に逮捕され、収容施設内で暴行、レイプされたこと、A地域の独立を目指す者が、A地域の平和を望む人たちを殺害していることを申し立て、帰国した場合、本国政府関係者やA地域の独立を目指す者によって殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の出身地であるC州を含むA地域においては、分離主義者と治安部隊の間で武力衝突が継続しており、A地域に居住する女性は、分離主義者に対する支援を行ったと軍にみなされ、制裁としてレイプなど性的暴力の対象となる可能性があることが認められる。

申請者は、C州で行われたデモ行進に参加した際に逮捕され、収容施設内で暴行、レイプされたところ、政治団体Bの連絡員として、デモ行進に参加するなどの活動をしていたことからすれば、これらの活動を理由に反政府的な思想を有するものとみなされレイプされた可能性が認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例12】

（概要）

申請者は、本国において、軍人としての職務を放棄し、軍事政権に抵抗する意思を示す政治活動に参加したこと、申請者に対する逮捕状や訴状が出されていることなどを申し立て、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれが

あるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者は、軍人であったところ、軍事政権のために公務に従事することを拒否することによって軍事政権に抵抗する意思を示す政治活動に参加したと認められる。

また、申請者は、軍のクーデターを批判したことから拘束施設に入れられ、同僚から暴行を受けるなど、軍人としての職務を放棄する以前から、軍事政権に敵対心を有する者であると疑念を持たれていたことがうかがわれ、軍が申請者の動向について関心を持っていると認められることからすれば、申請者が帰国した場合、軍事政権から条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例 13】

(概要)

申請者は、本国において、A教過激派組織Bの戦闘員から、同組織への加入を求められたものの断ったところ、身柄拘束され、拷問を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、A教過激派組織Bに殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、複数の紛争当事者が存在しているところ、A教過激派組織Bは、民間人に対しA教過激派組織Bに参加するよう強制していることが認められる。

申請者は本国において、A教過激派組織Bの戦闘員に声をかけられ、A教過激派組織Bの施設に連行された上、A教過激派組織Bへの勧誘を受け、これを断ると、拷問を受けるといった状況が続いたことからすれば、申請者が帰国した場合、A教過激派組織Bから条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

5 「難民条約第1条D項後段の当該国連機関の保護が終止した者」を理由として難民と認定された事例

【事例 14】

(概要)

申請者は、自身の居住地であるA地域のB地区において、武装組織CとD国軍の軍事衝突によりD国軍の攻撃が激化し、多数のA地域人が死傷していることを申し立て、同地区に戻った場合、D国軍の攻撃によって死亡するおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者は、過去にA地域において救済事業機関Eの保護を受けていた者であるところ、救済事業機関Eの活動地域外に滞在しており、救済事業機関Eからの保護を受けていない者であることが認められることからすれば、条約難民に該当する。

②補完的保護対象者と認定した事例及びその判断のポイント

1 難民認定申請に対し、補完的保護対象者と認定した事例

【事例 1】

(概要)

申請者は、①本国において、政治グループAの一員となり複数回デモに参加したところ、二度逮捕され、拘束中に暴力を振るわれるなどの被害を受けたことから、帰国した場合、警察に逮捕され、拷問を受けるおそれがあること、また、②本国の治安等の状態が悪化していることを申し立て、帰国することができないとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の上記①の主張によれば、上記デモ参加の態様は、歩いたり、デモへの参加を呼び掛けたりしたものであり、二度逮捕されたというものの、いずれも釈放されていることからすれば、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。

また、申請者の上記②の主張は、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「難民不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、軍と武装勢力Bとの間で戦闘が発生し、本国全土で死者が報告され、民間人を直接標的にした事件も発生するなど、無差別かつ常態的な戦闘が行われていることが認められる。

この点、上記戦闘による申請者の本国の居住地域における被害状況等を踏まれば、申請者が上記戦闘に巻き込まれる可能性があり、帰国した場合、迫害のおそれがあると認められる。

また、上記戦闘の一方当事者が軍であることからすれば、本国政府として、上記戦闘を阻止できていない現状が認められ、申請者が国籍国による保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、軍及び武装勢力Bの戦闘により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

【事例 2】

(概要)

申請者は、今次3回目の難民認定申請であり、前回の難民認定手続と同様に、①本邦において、旅券等を申請者の夫に取り上げられたことから、帰国できないこと、また、②本国では、宗教対立や民族対立などが起こっており治安が悪いことを申し立て、帰国した場合、これらの問題に巻き込まれるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の上記①の主張は、難民該当性及び補完的保護対象者該当性を基礎づける事柄が含まれていない。

また、申請者の上記②の主張は、条約難民上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「難民不認定」とされた。

しかしながら、本国における内戦は、A教過激派組織等が暫定政権の軍及び民間軍事会社を打倒することを主な目的としているところ、最新の出身国に係る諸情報を踏まえると、本国の全国政治関係者会議が声明を発表し、B暫定大統領を正式に大統領に任命し、政権の継続を示唆したことなどを踏まえると、これらの内戦激化の状態が鎮圧される状態となることはおよそ見込めない。

よって、申請者は、本国情勢により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

【事例3】

(概要)

申請者は、①本国において、軍のクーデターに反対するデモに参加したこと、少数民族武装勢力Aに加入し活動したことから、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあること、また、②本国の申請者の家族が暮らすB州C郡D村においては、軍の空爆などにより死傷者が発生するなどしていることを申し立て、帰国した場合、軍の戦闘に巻き込まれて命を落とすおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の上記①の主張によれば、上記デモ活動の様子は、一参加者として参加したというものであること、少数民族武装勢力Aにおいて、軍との間の戦闘に参加したというものの、同戦闘で申請者が捕まるなどしたことはなく、既に少数民族武装勢力Aを脱退していること、上記事情後、何ら問題なく自己名義旅券を行使して本国の出国手続を受けていること、上記活動を理

由に、申請者が本国官憲から接触を受けたことはないことからすれば、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。

また、申請者の上記②の主張は、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「難民不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の生活の拠点となるB州で軍と反政府武装勢力の戦闘が継続した結果、B州の治安情勢は急激に悪化したことが認められる。

この点、申請者が申し立てる軍の攻撃によるD村や申請者の家族の被害状況等を踏まえれば、申請者が軍と反政府武装勢力との間の戦闘に巻き込まれる可能性があり、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

加えて、軍と反政府武装勢力との間の武力衝突が激化している地域においては、本国政府が武力衝突を抑止できていない現状が認められ、申請者が国籍国による保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、本国情勢を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

【事例4】

（概要）

申請者は、①本国では戦争が起きており、帰国した場合、徴兵されるおそれがあること、また、②A国が本国を侵攻しており、A国の爆撃で本国の自宅が半分破壊されるなどしたことを申し立て、帰国することができないとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の上記①の主張は、一般的に、兵役義務が存在する国において、兵役義務を履行しないことを理由に不当に重い処罰を受ける場合や、軍務の内容又は期間に照らして軍務が過酷であると評価される場合など特別な事情があると認められる場合を除き、国家が国民に兵役を義務付けることや、兵役義務を履行しないことを理由に訴追や処罰の対象とすること自体、直ちに迫害には該当せず、兵役を忌避し、当該忌避を理由に訴追や処罰の対象とされるおそれがあるとしても、迫害を受けるおそれがあるとは認められない。その上で、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の本国において上記特別な事情があるとは認められない。

また、申請者の上記②の主張は、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該

当しないとして「難民不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、A国による本国への侵略が認められ、申請者が当該侵略に伴う戦闘に巻き込まれて命を落とすなどといった可能性を否定できず、帰国した場合、迫害のおそれがあると認められる。

加えて、これを本国政府として十分に阻止できていない現状が認められ、申請者が国籍国による保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、A国による本国への侵略により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

2 補完的保護対象者認定申請に対し、補完的保護対象者と認定した事例

【事例5】

(概要)

申請者は、本国において、準軍事組織である武装勢力Aと軍の戦闘が始まり、申請者の自宅等が武装勢力Aにより略奪されたこと、申請者の隣人が在宅中にミサイルが自宅に飛んできたため、倒壊した自宅に生き埋めになり亡くなったことなどを申し立て、帰国した場合、民兵に殺されるか、攻撃に巻き込まれて命を落とすおそれがあるとして、補完的保護対象者認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、軍と武装勢力Aとの間で戦闘が発生し、本国全土で死者が報告され、民間人を直接標的にした事件も発生するなど、無差別かつ常態的な戦闘が行われていることが認められる。

この点、上記戦闘による申請者の本国の居住地域における被害状況等を踏まえれば、申請者が上記戦闘に巻き込まれる可能性があり、帰国した場合、迫害のおそれがあると認められる。

また、上記戦闘の一方当事者が軍であることからすれば、本国政府として、上記戦闘を阻止できていない現状が認められ、申請者が国籍国による保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、軍及び武装勢力Aの戦闘により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以

外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

【事例 6】

（概要）

申請者は、帰国した場合、A国による本国への侵略によって迫害を受けるおそれがあるとして、補完的保護対象者認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報によると、A国による本国への侵略が認められ、今なお、本国全土において攻撃のおそれがあるところ、申請者が当該侵略に伴う戦闘に巻き込まれて命を落とすなどといった可能性を否定できず、帰国した場合、迫害のおそれがあると認められる。

加えて、これを本国政府として十分に阻止できていない現状が認められ、申請者が国籍国による保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、A国による本国への侵略により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

③人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント

【事例 1】

(概要)

申請者は、①A教徒であること、本国において、申請者の両親が営む店に軍が来訪し、軍から、両親の店の土地を接收すると言われた後も営業を続けていたところ、警察官から、店を襲撃され、暴行を受けたことから、帰国した場合、軍及び警察から迫害を受けるおそれがあること、また、②本邦において、軍に反対するデモに参加したこと、抵抗勢力Bを支援するために寄附を行ったことなどを申し立て、帰国した場合、軍及び警察から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の本国の生活拠点であったC地域において、軍と反政府武装勢力による武力衝突が発生していることが認められることからすれば、申請者が帰国した場合、軍と反政府武装勢力との間の武力衝突に巻き込まれる可能性は否定できない。

よって、申請者は人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例 2】

(概要)

申請者は、A族であり、B教C派を信仰していること、本国の全土を掌握しているB教過激派組織Dは、B教C派のA族を認めないこと、B教過激派組織Dは、B教圏以外の国で生活している者を異端者とみなしており、本国を離れ、家族と共に本邦で生活している申請者も異端者とみなされることを申し立て、帰国した場合、B教過激派組織Dから嫌がらせを受けたり、命を狙われたりするといった迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受け

るおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、B教過激派組織Dが暫定政権を発足させ統治を進める中、他の過激派組織によるB教過激派組織Dの戦闘員に対する攻撃などが多発し、国内の混乱に乗じたテロ組織の活発化が認められるなど、本国情勢は極めて流動的かつ不安定な状況が続いていることが認められる。また、A族を標的としたテロなどにより多数の死者が発生している状況も報告されている。

よって、申請者は人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

④難民等と認定しなかった事例及びその判断のポイント

1 迫害理由として「人種」を申し立てるもの

【事例1】

(概要)

申請者は、本国において、A民族であることが原因で自身がテロリストの疑いがあるとされた事件の処理が進まないこと、学校で友人や教師にA民族であることをばかにされたこと、クラスメイトから殴られたことなどを申し立て、帰国した場合、逮捕されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府はA民族の言語や文化を尊重する政策に取り組んでいることなどが認められること、申請者の申立てによれば、A民族であることを理由に本国政府関係者などから身柄を拘束されたことはないこと、自身がA民族であることで事件の処理が進まないというのは、具体的根拠に基づかない申請者の臆測であることからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

2 迫害理由として「宗教」を申し立てるもの

【事例2】

(概要)

申請者は、A教徒であり、B教徒の女性と結婚したところ、本国社会はB教徒との婚姻を容認しないことを申し立て、妻を帯同して帰国することができないとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国の憲法は全ての個人に対して宗教的な信条と実践の自由を規定しており、A教徒と非A教徒の女性との結婚を認めないとする法制度は見受けられないこと、申請者の申立てによれば、申請者の妻のことで本国において問題が起きたことはなく、本国社会がB教徒との婚姻を容認しないというのは、具体的根拠に基づかない申請者の臆測であることからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とさ

れた。

【事例 3】

（概要）

申請者は、A教B派を信仰しているところ、本国において、周囲にいる申請者と違う宗派のA教徒から、仲間外れにされるなどの差別を受けたことを申し立て、帰国した場合、周囲にいる申請者と違う宗派のA教徒から疎外されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは周囲にいる申請者と違う宗派のA教徒であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国の憲法は、信教の自由を保障していることなどが認められること、本国政府が私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例 4】

（概要）

申請者は、本国において、父方の民族が信仰する伝統宗教の首長に指示を受けた長老から、同宗教の長老になるよう迫られたが、自身はA教徒であり改宗したくないことなどを理由に、これを拒否し、同宗教との接触を断つたことを申し立て、帰国した場合、長老への就任を拒否した罰として、首長の指示を受けた長老から殺害され、宗教儀式のいけにえにされるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、私人である首長の指示を受けた長老であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府は私人による違法行為を取り締まっていることなどが認められ、本国政府が私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められず、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められないこと、申請者が上記宗教の関係者と接触したのは電話のみであって、それ以外に直接接触したことはないこと、首長から指示を受けた長老から殺害され、宗教儀式のいけにえにされるというのは、具体

的根拠に基づかない申請者の臆測であることからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

3 迫害理由として「特定の社会的集団の構成員であること」を申し立てるもの

【事例5】

(概要)

申請者は、本国において、LGBTQ+の人たちを支援する活動を行っていたことを理由に、地域のコミュニティの人たちから襲撃を受けたこと、本国ではLGBTQ+の人たちを支援する活動を行っている人は逮捕されることを申し立て、帰国した場合、警察などの本国政府関係者に逮捕されるおそれ及び地域のコミュニティの人たちから暴行や嫌がらせを受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、上記活動の態様は、個人として、LGBTQ+の人たちのことを悪く言う友人に対して、自身の考えを説明したというものであること、申請者を襲撃したのが地域のコミュニティの人たちというのは、具体的根拠に基づかない申請者の臆測であること、上記活動を理由に地域のコミュニティの人たちから暴行を受けた旨記載した被害届を警察署に提出した後、警察から接触を受けたことはないこと、上記事情後、何ら問題なく本国の出国手続を受けていること、申請者に逮捕状の発付又は手配がなされていないことからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例6】

(概要)

申請者は、同性愛者であり、本国には同性愛を取り締まる法律があること、本国において、2人の外国人女性と交際し、肉体関係をもったことなどを申し立て、帰国した場合、本国政府に犯罪者とみなされて逮捕され、殴られて殺されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、同性間の性的行為は犯罪とされ、複数の逮捕事例が報告されているものの、明確な刑の執行事例は

確認されていないこと、申請者の申立てによれば、上記事情を理由に、申請者が本国政府関係者から接触を受けた様子は見受けられないことからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

4 迫害理由として「政治的意見」を申し立てるもの

【事例 7】

(概要)

申請者は、本国において、教師として働き、A地域出身者の権利を求める抗議活動に参加したところ、政府軍から暴行を受けたこと、両親が政府軍による攻撃に巻き込まれ亡くなったことを申し立て、帰国した場合、本国政府から殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、A地域の分離独立派と政府軍の武力衝突により、A地域から、B地域等への国内避難民が多数発生していることが認められるところ、B地域において、紛争が激化しているとは認められず、私人間では、B地域出身者とA地域出身者の共生のための取組が行われていることなどが認められること、申請者の申立てによれば、上記抗議活動の様子は、一参加者として参加したというものであること、上記抗議活動に参加していた際に暴行を受けたこと以外に、本国政府関係者から暴力を振るわれるなどしたことはないこと、両親が政府軍による攻撃に巻き込まれ亡くなったというのは申請者の臆測であること、申請者が来日前に居住していたB地域において、特に問題なく生活していたこと、上記事情後、自己名義旅券を行使して何ら問題なく本国の出国手続きを受けていることからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例 8】

(概要)

申請者は、本国において、A前大統領の反対派であって民主主義を目指す若者の団体に加入して活動していたところ、抗議集会に参加した際、警察の職員に身柄を拘束されたことなどを申し立て、帰国した場合、警察に逮捕され、拷問を受けて殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、過去に行われた大統領選挙において、B氏がA前大統領の後継候補に勝利して大統領に就任し、近年行われた大統領選挙においても再選を果たしていること、A前大統領の反対派や反対派とみなされている者は本国に帰国した時点で迫害を受けるリスクにさらされていないことが認められること、申請者の申立てによれば、上記団体における活動の態様は、政府に対する抗議活動の際の動員係として活動に参加するなどしたというものであること、警察に身柄を拘束されたというものの、上記事情後、自己名義旅券を行使して本国の出国手続を受けていることからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例 9】

(概要)

申請者は、本国において、A政党の青年組織のB地区支部の書記として活動していたところ、同じB地区にあるC政党の下層部のメンバーから、殺害の脅迫を受けたこと、申請者に対して身に覚えのない逮捕状が発付されていることを申し立て、帰国した場合、B地区にあるC政党の下層部のメンバーから殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは私人又は政党関係者であるB地区にあるC政党の下層部のメンバーであるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府は、私人及び政党関係者による違法行為を取り締まっていることなどが認められ、本国政府が私人及び政党関係者による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められず、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められないこと、申請者に対して逮捕状が発付されているというのは、本国の申請者の母からの伝聞であって、その後申請者は何ら問題なく自己名義旅券の発給を受け、同旅券を行使して本国の出帰国手続を受けていることからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例 10】

(概要)

申請者は、本国において、A教の女性が警察に殺された事件に抗議するデモに参加したところ、来日後、当該抗議デモが大きくなり、多数の当該デモ

参加者が軍や警察に逮捕され、殺害されるようになったことなどを申し立て、帰国した場合、軍や警察に逮捕され、殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、上記デモ活動の態様は、一参加者として参加したというものであること、当該デモ参加後、何ら問題なく本国の出国手続きを受けていること、本邦において反政府デモに一参加者として参加した上、危険を感じたことはないことからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

5 その他の申立て

(1) 私人間のトラブルを申し立てるもの

【事例 1 1】

(概要)

申請者は、本国において、ビジネスパートナーに対し巨額の借金をしたことを理由に、同ビジネスパートナーから、殺害の脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、同ビジネスパートナーから法的手続きを取られ、暗殺されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、ビジネスパートナーとの借金をめぐるトラブルであって、条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しない。また、申請者を迫害するのは私人であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府は、私人による違法行為を取り締まっていることなどが認められ、本国政府が私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例 1 2】

(概要)

申請者は、本国において教師として働いていたところ、教育局長から金銭を支払えば他の職場で働けるようにしてやると言われ、金銭を支払って再就職したこと、来日後、実家に来訪した警察官が母親に、申請者に収賄罪の容

疑がかけられていると告げたことを申し立て、帰国した場合、収賄罪の容疑で警察に逮捕され、刑務所に入れられるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、就職に関するトラブルが起因となっているものであって、条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しない。また、本国の捜査機関が、犯罪を解明する目的で、法律に基づいて、必要な捜査を行うことは、正当な捜査権の行使であること、申請者の申立てによれば、申請者は再就職する際に教育局長の要求に応じ金銭を支払っていること、申請者に収賄罪の容疑がかけられていることは、母からの伝聞であること、上記警察官の来訪を除き、警察が申請者の家族に対して問合せをしたこと等はなかったことからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

(2) 本邦で稼働することを希望するもの

【事例 1 3】

(概要)

申請者は、本国において、支えていかなければならない家族がいるが、生活状況が良くなく、家族の生活をより良くするため支援を受けたいということ申し立て、機会があれば本邦で仕事がしたいとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張には、難民該当性及び補完的保護対象者該当性を基礎づける事情が含まれていないとしていずれについても「不認定」とされた。

(3) その他本邦への滞在を希望するもの

【事例 1 4】

(概要)

申請者は、本国には、住む場所も仕事もなく、本国の母やきょうだいはぎりぎりの生活をしており、申請者を助けることはできないこと、本国では、貧富の差が激しくなる一方で、本国政府は何も支援をしてくれないこと、申請者自身の健康状態が悪いことから、帰国した場合、生きていくことができないとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張には、難民該当性及び補完的保護対象者該当性を基礎づける事情が含まれていないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例 15】

（概要）

申請者は、本国の地元の友人が本邦に住んでおり、本邦において、桜を見たり、春の休みを満喫したりしたいということを申し立て、地震で住めなくなった自宅の建て直しが終わるまで本邦で過ごしたいとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張には、難民該当性及び補完的保護対象者該当性を基礎づける事情が含まれていないとしていずれについても「不認定」とされた。

6 複数回申請

【事例 16】

（概要）

申請者は、今次4回目の難民認定申請であるところ、これまでの難民認定手続と同様に、A民族であること、本国において、テロリストに食料を提供した容疑を掛けられた父が、時々憲兵隊に連行されていることを申し立て、帰国した場合、本国の一般市民から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は、これまでの難民認定手続における主張と同旨であり、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。